

戸田市障害児（者）生活サポート事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の心身障害児（者）（以下「障害者」という。）の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害者及びその家族の必要な介護需要に応じて、迅速かつ柔軟なサービスを個別（1対1）で有償にて提供する民間サービス団体（以下「団体」という。）に助成することにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減に資することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 この事業は、前条の団体に対し次に掲げる事業の運営に要する経費を助成するものとする。ただし、障害者の移送を伴うサービスの実施に当たっては、事前に運輸局から福祉有償運送の認可を受けること。

- (1) 障害者を一時的に受け入れて保護する事業
- (2) 障害者の自宅等に介護者を派遣して一時的に保護する事業
- (3) 障害者の外出を介助する事業
- (4) 障害者を送迎する事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 前項の経費には、当該団体構成員の親睦等を図る事業及び行事等に係る経費は、含まないものとする。

（事業の対象団体）

第3条 戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金交付要綱（平成10年12月24日市長決裁）に規定する助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることのできる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人等の非営利法人又は障害者の福祉に関する特定非営利活動法人
- (2) 障害者の福祉を目的とする非営利団体

2 前項の助成金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けるものとする。

（対象団体の登録申請）

第4条 登録を受けようとする団体は、戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録申請書（第1号様式）に、傷害保険加入証書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（団体登録の決定）

第5条 市長は、前条の申請内容を適当と認めたときは、戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録台帳（第2号様式）に登録するとともに、戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録書（第3号様式。以下「団体登録書」という。）を当該団体に交付するものとする。

2 前項により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、団体登録書を実施する場所等に掲示しなければならない。

（利用対象者）

第6条 この事業を利用することのできる障害者（以下「利用対象者」という。）は、戸田市が援護の実施者となる次に掲げる障害者であって、登録団体の利用が適当であると市長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156号厚生事務次官通知）に基づき、療育手帳の交付を受けた者
- (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により前3号と同程度の発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する児童を含む。）

（利用対象者の登録手続）

第7条 登録を受けようとする利用対象者は、戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者登録申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用者票の交付）

第8条 市長は、前条の申請内容を適当と認めたときは、申請日をもって戸田市障害児（者）生活サポート事業利用対象者登録簿（第5号様式）に登録するとともに、登録した者（以下「登録利用者」という。）に対して、戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者票（第6号様式。以下「利用者票」という。）を交付するものとする。

(利用手続等)

第9条 登録利用者は、登録団体からサービスの提供を受けるときは、利用者票を提示しなければならない。

2 登録団体は、登録利用者に対してサービスを提供したときは、利用者票に利用年月日、利用時間及び利用時間累計を記入し、登録利用者を確認のうえ押印するものとする。

3 前項の利用時間は、登録利用者の1回の利用毎に記入するものとし、1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上60分未満はこれを0.5時間とする。

(利用者票の有効期限等)

第10条 利用者票の有効期限は、当初の登録年月日から当該登録年月日の属する年度の3月31日までとし、毎年度4月1日付で更新するものとする。

2 引き続き利用しようとする登録利用者は、第7条に規定する申請書に期限の切れた利用者票を添えて市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第11条 登録団体及び登録利用者は、第4条及び第7条により申請した登録事項に変更が生じたときは、戸田市障害児(者)生活サポート事業登録内容変更届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(傷害保険の加入)

第12条 登録団体は、そのサービス提供中の利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

(団体登録・利用者登録の辞退)

第13条 登録団体又は登録利用者は、団体登録又は利用者登録を辞退しようとするときは、戸田市障害児(者)生活サポート事業団体登録・利用者登録辞退届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による届け出があった時は、当該団体又は当該利用者の登録を削除するものとする。

(指導監査の実施)

第14条 市長は、この事業の適正な事業運営を確保するため、県が定める指導監査の方法に基づき、登録団体に対して指導監査を行う。

(団体登録・利用者登録の取消し)

第15条 市長は、登録団体又は登録利用者がこの要綱に反し、不正な方法に

よってサービスを行い、又は利用したときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項により登録を取り消すときは、戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録・利用者登録取消通知書（第9号様式）により登録団体又は登録利用者に通知するものとする。

（利用者票の再交付）

第16条 利用者票を破損し、亡失等した登録利用者は、戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者票再交付申請書（第10号様式）を市長に提出し、再交付を受けることができる。

（団体登録書及び利用者票の返還）

第17条 登録団体又は登録利用者は、第13条の規定により登録を辞退したとき、又は第14条の規定により登録を取り消されたときは、速やかに団体登録書又は利用者票を市長に返還しなければならない。

2 登録利用者が転出、死亡その他の理由により利用対象者でなくなったとき、または利用者票の期限が経過したときは、速やかに利用者票を市長に返還しなければならない。

3 登録利用者は、亡失等により利用者票の返還ができないときは、戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者票亡失等届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係機関との連携等）

第18条 市長は、この事業の実施に当たり、登録団体との密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

（会計状況等の公開）

第19条 登録団体は、その提供するサービスの内容、料金、従事する職員の資格等及び経理状況を登録利用者に対して明示しなければならない。

（個人情報保護）

第20条 登録団体は、サービスの提供によって得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（事業に対する助成）

第21条 市長は、登録団体に対し、登録利用者の利用時間に応じて予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

2 前項の助成金の額は、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、平成10年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月22日から施行し、改正後の戸田市障害児(者)生活サポート事業実施要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録申請書

年 月 日

戸田市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

戸田市障害児（者）生活サポート事業実施要綱による団体登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
所 在 地	電話		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	電話		
発 足 年 月 日	年 月 日	会員数	人
サ ー ビ ス 実 施 場 所 の 所 在 地	電話		
職 員 の 配 置 状 況	職員数： 人（常勤 人、非常勤 人） 職種		
サ ー ビ ス の 内 容	種類 利用料		
前 年 度 利 用 者 数 （ 実 人 数 ）	人		
前 年 度 利 用 時 間 数	時間		
添 付 書 類	・ 傷害保険加入証書の写し		

第2号様式（第5条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録台帳

登 録 番 号	団 体 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
団 体 名			
所 在 地	電 話		
発 足 年 月 日	年 月 日		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	電 話		
発 足 年 月 日	年 月 日	会 員 数	人
サービ 実施場所	電 話		
実施場所の形態	単 独 設 置 併 設		
職員の配置状況	職員数： 人（常勤 人、非常勤 人） 職 種		
サービスの内容	種 類 利用料		
傷害保険加入状況	保 険 内 容		
会 員 数	人		
変 更 項 目			
変 更 年 月 日			

第3号様式（第5条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録書

団体登録番号	団体第 号
団体名	
所在地	
代表者氏名	
登録年月日	年 月 日
備考	<ul style="list-style-type: none">・この登録書は、団体のサービス実施場所等に掲示してください。・登録事項に変更が生じたときは、所定の様式にて届け出てください。

貴団体を戸田市障害児（者）生活サポート事業登録団体として登録したので、登録書を交付します。

年 月 日

戸田市長 氏 名 印

第4号様式（第7条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者登録申請書

年 月 日

戸田市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話

()

戸田市障害児（者）生活サポート事業実施要綱による登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対象者	住 所	電 話			
	氏 名		申請者との続柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
	手帳所持の有無	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 なし			
	手 帳 番 号	都道府県 第 号	障 害 程 度		
保 護 者	住 所	電 話			
	氏 名		申請者との続柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	

(注) 手帳所持の無の場合は、発達の障害を証明する医師の診断書等を添付すること。

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係	登 録 番 号	上記の者を登録し、利用者票を交付してよろしいか伺います。
					第 号	
					交付年月日	
					年 月 日	

（表）

注 意 事 項

- 1 この利用者票は、あらかじめ戸田市に登録された民間サービス団体（登録団体）でサービスの提供を受ける際に使用するものです。
- 2 サービスを受けるときは、この利用者票を提出し利用時間数等の記載を受けてください。
- 3 サービスを受けたときは、その登録団体で定められた利用料をお支払いください。
- 4 この利用者票を使用して受けられるサービス時間数の限度は、1年度内150時間までです。
- 5 利用者に対する入会金や利用料についての市からの補助は、ありません。
- 6 次の場合は、必ず届出をしてください。
 - (1) この票の記載事項に変更があったとき。
 - (2) この票を亡失したとき。
- 7 有効期間を経過したときは、速やかに返還してください。

年度

戸 田 市 障 害 児 （ 者 ）
生 活 サ ポ ー ト 事 業 利 用 者 票

登 録 番 号			
登 録 利 用 者	氏 名		性 別 男・女
	住 所		
	生年月日	年 月 日	生
保 護 者	電 話		
	氏 名		続 柄
	住 所		
有 効 期 間	年 月 日から 年 3月31日まで		

年 月 日交付

発行者

戸田市長 印

第7号様式（第11条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録内容変更届

年 月 日

戸田市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

下記のとおり、戸田市障害児（者）生活サポート事業登録の内容が変更したのでお届けします。

記

登録番号	第 号
所在地	
変更前	
変更後	年 月 日
変更年月日	
変更理由	

（注）登録団体にあつては、最新の団体登録台帳を添付すること。

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係

第8号様式（第13条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録・利用者登録辞退届

年 月 日

戸田市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

下記のとおり、戸田市障害児（者）生活サポート事業による団体登録・利用者登録を
辞退します。

記

登 録 番 号	第 号
氏 名 (団体の場合は団体名)	
住所又は所在地	
代 表 者 名 (団体の場合のみ)	
辞 退 の 時 期	年 月 日
辞 退 理 由	

第9号様式（第15条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業団体登録・利用者登録取消通知書

第 年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

下記のとおり、戸田市障害児（者）生活サポート事業による団体登録・利用者登録を取り消しますので通知します。

記

登録番号	第 号
氏 名 (団体の場合は団体名)	
住所又は所在地	
代表者名 (団体の場合のみ)	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

第10号様式（第15条関係）

戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者票再交付申請書

年 月 日

戸田市長 様

申請者
住所
氏名
電話 ()

下記のとおり、戸田市障害児（者）生活サポート事業利用者票の再交付を受けたいので申請します。

記

対象者	登録番号	第 号			
	住所	電話			
	氏名		申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女	
保護者	住所	電話			
	氏名		申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女	
再交付理由					

(注) 手帳所持の無の場合は、発達の障害を証明する医師の診断書等を添付すること。

決裁	課長	課長補佐	係長	係	再交付年月日	再交付してよろしいか伺います

第 1 1 号様式 (第 1 6 条関係)

戸田市障害児 (者) 生活サポート事業利用者票亡失等届

年 月 日

戸田市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

下記のとおり、戸田市障害児 (者) 生活サポート事業利用者票を返還することができないのでお届けします。

記

登 録 番 号	第	号
利 用 者 住 所		電 話
利 用 者 氏 名		
当該年度利用時間	年度	時間
返 還 不 可 能 理 由		

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係